

令和 7 年度第 1 回
大船渡市国民健康保険運営協議会会議録

令和 7 年 8 月 27 日（水）午後 1 時 30 分

大船渡市国民健康保険運営協議会

令和7年度第1回 大船渡市国民健康保険運営協議会 会議録
令和7年8月27日（水）午後1時30分開議

会議日程

1 開 会

2 あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 報 告

- (1) 報告第1号 令和6年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）決算について
- (2) 報告第2号 令和6年度大船渡市国民健康保険特別会計（診療施設勘定）決算について

5 議 事

- (1) 諮問第1号 令和7年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を定めることについて

6 そ の 他

7 閉 会

本日の会議に付した事件

～会議日程に同じ～

出席委員（11名）

公益代表委員

刈谷 忠 君

山本 勝夫 君

小松 由美 君

保険医・保険薬剤師代表委員

星田 徹 君

滝田 有 君

熊谷 英人 君

金野 良則 君

被保険者代表委員

及川 久美子 君

及川 艶子 君

佐々木 博子 君

刈谷 由里 君

欠席委員（1名）

公益代表委員

佐藤 美智子 君

事務局出席者

市民生活部長

安居 清隆 君

市民生活部国保医療課長

佐々木 直央 君

総務部税務課長

山下 浩幸 君

保健福祉部健康推進課長

藤田 一枝 君

市民生活部国保医療課長補佐

新田 進 君

市民生活部国保医療課係長

志田 和則 君

市民生活部越喜来診療所係長

澤田 智史 君

午後 1 時 30 分開会

○市民生活部長（安居清隆君） それでは時間前でございますが、予定される方々がお揃いになりましたので、進めさせていただきます。本日はご多用のところ、また暑さ厳しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

この会議の進行を務めさせていただきます、市民生活部長の安居でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、本協議会の委員に異動がございましたので、ご報告申し上げます。

これまで保険医・薬剤師代表を務めておられました岩手県立大船渡病院前院長の中野達也委員より辞任の申し出がありました。

その後任として、現在、岩手県立大船渡病院長を務めておられます星田徹様を委嘱いたしましたことをご報告いたします。

なお、星田様の委嘱期間は、前任委員の残任期間にあたる令和 9 年 5 月 25 日までとなっております。

星田様、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから「令和 7 年度第 1 回大船渡市国民健康保険運営協議会」を開会いたします。

はじめに、本国保運営協議会会長刈谷様よりご挨拶をいただきます。

○公益代表委員・会長（刈谷忠君） 委員の皆様にはご多忙のところ、今年度第 1 回の本協議会にご出席いただきましてありがとうございます。本日は、令和 6 年度決算報告、議題は、令和 7 年度の補正予算についてということになってございます。皆様には、忌憚のないご意見等をいただきながら進めていければというふうに思っておりますので、どうぞ今日はよろしくお願いいたします。

○市民生活部長（安居清隆君） ありがとうございます。本日は、11 人の委員の皆様にご出席いただいております。

また、事前に報告のあった欠席者は、佐藤美智子委員 1 名でございます。

これにより、大船渡市国民健康保険条例施行規則第 4 条に定める定足数を満たし、本会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。

続きまして、この会議の議長についてであります。条例施行規則第 2 条により、会長が務めることと定められております。

それでは、刈谷会長、よろしくお願いいたします。

○議長（刈谷忠君） それでは、議事を進行させていただきます。

まず始めに、次第 3 の会議録署名委員の指名でございますけれども、公益代表の小松由美委員と、被保険者代表の刈谷由里委員のお二人を指名しますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、次第 4 の報告に入らせていただきます。

報告第1号「令和6年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）決算について」と、報告第2号「令和6年度大船渡市国民健康保険特別会計（診療施設勘定）決算について」の2つを一括して、事務局からの説明をお願いいたします。

○国保医療課長（佐々木直央君） 国保医療課長の佐々木でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。それでは、着座にて説明させていただきます。

決算についての説明をいたします前に、国民健康保険の会計の構造について、簡単にご説明いたします。

市の予算・決算は、一般会計と特別会計に分かれておりますが、国民健康保険法では、「国民健康保険に関する収入及び支出については、政令の定めにより、それぞれ特別会計を設けなければならない。」とされており、さらに、「国民健康保険に関する特別会計を事業勘定及び直営診療施設勘定に区分しなければならない。」とされております。

当市には、国民健康保険の直営診療施設として、医科の診療所が綾里、越喜来、吉浜の3か所に、また、歯科の診療所が綾里にあり、この4つの診療所に関する分は、診療施設勘定として財政運営を行っております。

また、診療施設勘定以外の分は、事業勘定として国保財政の運営を行っており、国や県、市町村の公費や、被保険者の皆様から納付いただく国民健康保険税などを財源として、医療費に係る保険給付や県への納付金等を支出する仕組みとなっております。

会計の構造に関する説明は、以上でございます。

それでは、「令和6年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）決算について」及び「令和6年度大船渡市国民健康保険特別会計（診療施設勘定）決算について」、一括してご説明いたします。

これら決算については、9月に開催される市議会場で審議いただくこととしておりますが、その概要について、委員の皆様にお知らせするものでございます。

なお、補足資料において、予算科目の用語を解説しております。また、本日も配りました国保財政の仕組みも参考としていただきますようお願いいたします

はじめに、資料1「令和6年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）決算について」、1ページをお開き願います。

事業勘定決算の収入となる「歳入」の状況でございます。

太線の枠内「収入済額」が決算額となりますが、歳入合計は38億199万8,848円となっております。

続いて、2ページをご覧ください。同様に支出となる「歳出」の状況でございます。太線の枠内「支出済額」が決算額となりますが、歳出合計は37億5,958万313円となっております。

主だった部分について、次ページ以降で説明いたします。

3ページをお開き願います。①「歳入決算総括表」でございます。

1款 国民健康保険税、令和6年度の決算額は6億7,245万2,815円、対前年度比によ

る増減額は2,214万5,728円、率にして3.2%の減となっております。人口減少に加え、団塊の世代の方々が75歳に到達し、後期高齢者医療制度へ移行するなど被保険者数が減少したことなどにより減収となったものです。

次に、4款 県支出金、決算額26億2,985万5,248円、増減額3億2,625万7,966円の減となっております。歳入の約7割を占めておりますが、主な内訳は、市が行った保険給付に対して交付される普通交付金や、各種事業に対する特別交付金などでございます。

続いて、6款 繰入金、決算額4億137万8,879円、増減額623万2,655円の減となっております。一般会計からの繰入金が主なものでありますが、人件費に係る職員給与費等繰入金のほか、保険基盤安定繰入金などがございます。保険基盤安定繰入金は、繰入金全体の約6割を占めておりますが、低所得者に係る国保税の軽減相当分を公費補填するもので、国、県、市がそれぞれ負担しております。

続いて、7款 繰越金、決算額4,300万134円、増減額763万2,914円の増となっております。前年度決算からの繰越金でございます。

続いて、8款 諸収入、決算額5,472万6,139円、増減額2,981万8,119円の増となっております。主な内訳は、過年度分の診療報酬等の精算に係る返納金や、健康保険の給付対象にならない交通事故など第三者からの納付金、国保資格喪失後に受診した場合の不当利得の返納金などでございます。

以上、令和6年度の歳入合計は38億199万8,848円、増減額は3億1,698万7,733円、率にして7.7%の減となったところでございます。

続きまして、「歳出」について、②「歳出決算総括表」をご覧ください。

2款 保険給付費、令和6年度の決算額は26億48万7,359円、対前年度比による増減額は3億1,109万2,919円の減となっております。主な内訳は、被保険者が保険医療機関等で受診した際に要する費用のうち、保険者負担分に係る療養給付費や高額療養費などでございます。令和5年度は、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の流行などにより医療費が増加しましたが、令和6年度は、それらの影響が減ったこと、また、被保険者数の減少等により、保険給付費が減額になったものと考えられます。

3款 国民健康保険事業費納付金、決算額8億9,919万6,820円、増減額5,707万3,569円の減となっております。平成30年度の制度改革により、国保運営は県と市町村の共同運営となり、県が財政運営を担うことから、市町村は被保険者数や所得水準、医療費水準に応じて算定された金額を納付金として県に納め、県はこの納付金に国などの公費を加え、保険給付などに必要な費用を、交付金という形で市町村に分配する仕組みになりました。令和6年度も同様の算定方法で、岩手県に納めているところです。

6款 基金積立金、決算額1億326万4,183円、増減額4,345万2,483円の増となっております。保険給付費の大幅な増加や、その他支払財源など不測の事態に備え、余力のある年度は、基金の確保に努め、積立することとされており、令和6年度の歳入歳出状況を鑑み、積立を行ったところでございます。なお、令和6年度末における基金積立額の総額は、2億

7,552万5,912円となっております。

7款 諸支出金、決算額4,641万3,999円、増減額1,888万7,083円の増となっております。主な内訳は、前年度の普通交付金精算に伴う岩手県への返還金や事業勘定で受け入れた診療所運営補助分の繰出金でございます。

以上、歳出合計額は、37億5,958万313円、増減額は3億1,640万6,134円、増減率は7.8%の減となったところでございます。

なお、本ページ下段に示してございますとおり、歳入歳出差引額は4,241万8,535円となっております、次年度に繰り越しいたします。

それでは、歳出の主だった項目について、説明いたします。

5ページをお開き願います。④「歳出事項別説明書」でございます。

はじめに、(1款)総務費(1項)総務管理費(2目)連合会負担金でございます。

保険給付事業を担う岩手県国民健康保険団体連合会への維持・運営に係る経費に充てる負担金で、保険者の規模に応じ、当市も事業費の一部として580万6,800円を負担しております。

次に、下段の表になります。(2款)保険給付費(1項)療養諸費(1目)療養給付費でございます。被保険者が保険医療機関等で受診した際の医療費のうち、保険者が負担した療養給付費でございます。いわゆる7割、8割など自己負担以外の分です。令和6年度は、給付件数延べ12万9,265件、給付額22億1,459万6,747円となっております。

なお、関係指標の下から2行目、「年間平均被保険者数」の推移をご覧くださいますと、令和2年度の8,284人に対して、令和6年度は6,997人と、4年間で1,287人の減少となっており、今後も被保険者数の減少が見込まれています。

6ページをご覧ください。下段の表になります。(2項)(1目)高額療養費でございます。保険医療機関等で受診した際に、高額となった医療費の過重な負担軽減を図るため、世帯の収入に応じた一定額を超えた場合、高額療養費として支給しているものでございます。令和6年度は、支給件数延べ7,450件、給付額3億6,046万5,624円を支給してございます。なお、令和6年度は前年度より大幅に減少しておりますが、こちらは「療養給付費」に連動して減少したものと考えられます。

7ページをお開き願います。(4項)出産育児諸費(1目)出産育児一時金でございます。被保険者の出産に係る費用として、6件、合計276万7,442円を支給しております。令和5年度から、1件当たりの支給額を50万円の限度額に引き上げ、安心して出産できるよう被保険者の経済的負担を軽減しております。

8ページをご覧ください。(3款)(1項)(1目)国民健康保険事業費納付金でございます。財政運営の責任主体となる岩手県に対して、国保運営のための必要経費として納付金を納付するもので、決算額は8億9,919万6,820円となっております。

下段、(5款)(2項)保健事業費(1目)保健衛生普及費でございます。医療費等に関心を深めるため、医療費総額等について被保険者へ定期的に通知した際の手数料や、医療費の

適正化のため、診療報酬明細書（レセプト）の点検を業者委託した際の委託料など 126 万 3,937 円を支出しております。

事業勘定決算の説明につきましては、以上でございます。

続きまして、資料 2「令和 6 年度大船渡市国民健康保険特別会計（診療施設勘定）決算について」ご説明いたします。

1 ページをお開き願います。診療施設勘定決算の歳入・歳出状況でございます。

上段の「歳入」について、太線の枠内「収入済額」が決算額となりますが、歳入合計は 2 億 2,175 万 6,584 円となっております。

下段の「歳出」について、太線の枠内「支出済額」が決算額となりますが、歳出合計は 2 億 1,767 万 9,691 円となっております。

主だった部分につきまして、次ページ以降で説明いたします。

2 ページをご覧ください。

はじめに、「歳入」について説明いたします。①「歳入決算総括表」でございます。

1 款 診療収入、令和 6 年度の決算額は 1 億 2,876 万 460 円、対前年度比による増減額は 1,045 万 2,757 円、率にして 7.5%の減となっております。国民健康保険や社会保険からの診療収入となります。令和 5 年度は、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の流行などにより患者数が増加しましたが、令和 6 年度は、それらの影響が減ったこと、また、人口減少に伴う患者減により、診療報酬が減額となったところであります。

3 款 繰入金、決算額 8,724 万 33 円、増減額 1,349 万 7,778 円の増となっております。診療収入の減少や人件費の増加に伴い、一般会計からの補填分が増加したところでございます。

以上、歳入合計は、2 億 2,175 万 6,584 円で、増減額は 1,032 万 4,471 円、率にして 4.4%の減となったところでございます。

次に、「歳出」でございます。②「歳出決算総括表」をご覧ください。

歳出合計額は、2 億 1,767 万 9,691 円で、対前年度比による増減額は 1,089 万 2,290 円、率にして 4.8%の減となったところでございます。

なお、本ページ下段に示してございますとおり、歳入歳出差引額は、407 万 6,893 円となっております。

5 ページをお開き願います。④「歳出事項別説明書」でございます。

令和 6 年度も、綾里、越喜来、吉浜、歯科の 4 診療所において、地域の医療ニーズに応えるべく計画的な医療機器の整備や維持管理に努めながら、地域に密着した医療の提供を行ったところであり、診療所ごとにまとめて報告させていただきます。

はじめに、綾里診療所でございます。事業費は 1,746 万 5,181 円。概要・実績につきましては、（1 款）総務費 1,299 万 3,213 円、（2 款）医業費 87 万 7,957 円、（3 款）公債費 359 万 4,011 円、各事業の内容は御覧のとおりとなっております。

綾里診療所につきましては、定年退職となった医師を会計年度任用職員として配置して

おりますが、吉浜診療所との兼務により、限られた曜日、時間帯での診療となっているものでございます。具体的には、週2日、火曜日と木曜日の午前中に内科診療を行っており、令和6年度の患者数は延べ793人で、前年度より66人減少しております。

なお、大規模林野火災の影響に伴う休診により、診療日数が減ったことも減少要因の一つであります。

次に、下段の、越喜来診療所でございます。事業費は1億2,442万7,599円。概要・実績につきましては、(1款)総務費8,014万4,098円、(2款)医業費3,037万9,504円、(3款)、公債費1,390万3,997円でございます。

越喜来診療所につきましては、平日の週5日、小児科と内科の診療を行っており、令和6年度の患者数は延べ1万74人で、おおむね前年度並みであります。

6ページをご覧ください。吉浜診療所でございます。事業費は1,704万4,580円。概要・実績につきましては、(1款)総務費1,294万4,964円、(2款)医業費354万9,081円、(3款)公債費55万535円でございます。

吉浜診療所につきましては、綾里診療所と同じ医師が兼務しておりますので、曜日が重ならないよう、水曜日と金曜日の午前中に内科診療を行っており、令和6年度の患者数は延べ922人となっております。

なお、大規模林野火災の発災時に診療日数を増やし、綾里診療所の休診分を補完したところであります。

次に、下段の、歯科診療所でございます。事業費は5,874万2,331円。概要・実績につきましては、(1款)総務費4,959万4,951円、(2款)医業費607万1,890円、(3款)公債費307万5,490円でございます。

歯科診療所につきましては、平日の週5日診療ですが、月曜日と金曜日は、診療時間を午前9時から午後5時までとし、火、水、木曜日は、仕事帰りの方でも受診できるよう、午前10時から午後6時30分までの診療体制としております。令和6年度の患者数は延べ4,964人で、前年度より151人減少しております。

なお、大規模林野火災の影響に伴う休診により、診療日数が減少したほか、診療再開後も患者の受診動向が安定するまで一定時間を要したことから、患者数が減少したものと考えられます。

なお、資料3は、「令和6年度診療施設経営状況」について、診療所ごとに前年度と比較した一覧表となっておりますが、説明は省略させていただきますので、後ほどお目通しいただきますようお願いいたします。

診療施設勘定決算の説明につきましては、以上でございます。

○議長(刈谷忠君) ありがとうございます。それでは、質疑を受け付けます。何か皆さんございませんでしょうか。

(「なし」という声あり)

○議長(刈谷忠君) それでは、以上で報告を終わります。それでは次に、次第5の議事

に入ります。諮問第1号「令和7年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を定めることについて」、事務局から説明をお願いします。

○国保医療課長（佐々木直央君） それでは、諮問第1号「令和7年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を定めることについて」、大船渡市長から諮問を受けましたので、本協議会の審議をお願いするものでございます。

資料4をご覧ください。今回の補正予算は、各種システムの改修費や療養費の増額によるもので、補正額は歳入・歳出それぞれ613万9,000円の増となっており、補正後の予算総額を38億9,761万4,000円とするものでございます。

はじめに、歳入でございます。（3款）国庫支出金121万8,000円の増。補正理由は、法改正に対応するためのシステム改修費に係る補助金等の増額でございます。（4款）県支出金400万円の増。療養費の増額に伴う普通交付金の増額でございます。（6款）繰入金92万1,000円の増。法改正以外のシステム改修費など事務費の増額に伴う職員給与費等繰入金の増額でございます。

次に、歳出です。（1款）総務費213万9,000円の増。補正理由は、システム改修費等に係る事務費の増額でございます。（2款）保険給付費（療養費）400万円の増。療養費とは、被保険者が一旦医療費を全額負担した場合や、医師が必要と認めたコルセットなど治療用装具を購入した場合などに、保険者負担相当分の費用を支給するものであります。

今般、高額な補装具を必要とする方や、遡及して国保加入した方に対する医療費の支給が増加していることから増額補正するものでございます。

説明は以上となります。ご審議よろしくお願いたします。

○議長（刈谷忠君） ありがとうございます。それでは、ただいまの説明に対しまして質疑を受け付けます。何かございませんでしょうか。

私のほうから、613万9,000円の補正ですが、国庫の内示が出たからとかそういうことで今回の補正なのでしょうか。

○国保医療課長（佐々木直央君） はい、その通りです。概算ということで、国に申請しておりまして、その概算に対する内示が出ておりましたので、補正しております。

また実際に、システム改修した後には、実績に基づいて変更等がある予定です。

○議長（刈谷忠君） ありがとうございます。それでは皆さんのほうから他にありませんか。それでは、諮問第1号について、原案を承認される旨の答申をすることとしてご異議ございませんでしょうか。

（「なし」という声あり）

○議長（刈谷忠君） ご異議がないようですので、諮問第1号について、原案を承認することといたします。

それでは、以上で議事が終了しましたので、事務局にお返しします。

○市民生活部長（安居清隆君） 大変ありがとうございました。次に、次第6その他ですが、委員の皆様から、何かございますか。

ないようですので、それでは、事務局のほうから何点かお知らせ等がございます。

○国保医療課課長補佐（新田進君） 国保医療課の新田と申します。私のほうから3点ほど説明させていただきます。座って説明させていただきます。

まず「資格確認書」・「資格情報のお知らせ」の交付についてであります。昨年の12月2日をもって健康保険証の新規発行が終了いたしまして、マイナ保険証（マイナンバーカードによる健康保険証の利用）を基本とする仕組みに移行したところであります。当市が発行している国保と後期高齢者への健康保険証は、7月末で有効期限を迎えたことから、「資格確認書」又は「資格情報のお知らせ」を対象者に交付したところであります。

国保については、マイナ保険証をお持ちの方には資格情報のお知らせを送付しております。原則、マイナンバーカードを利用した受診となりますが、機器の不具合などに資格情報のお知らせ提示することで、保険診療が受けられるものです。マイナ保険証がない方には、資格確認書を送付しており、従来の健康保険証と同様に受診できることとなっております。

後期高齢者については、今回は全員に資格確認書を送付しております。国の方針によるもので、医療機関での混乱を防ぐためなどの理由により、来年8月までの暫定措置となっております。

次に、救急安心センター事業（＃7119）についてであります。今年2月の運営協議会でも話題にしたところですが、救急車を呼ぶべきか迷ったとき、病院に行ったほうがいいのか迷ったときなど、看護師などの専門家からアドバイスを受けられる相談窓口として、救急安心センター事業を4月1日から実施しております。この事業の効果として、住民への安心、安全の提供や、救急車の適正利用による医療体制の負担軽減が見込まれているところであります。利用方法は、「＃7119」にダイヤルするだけで、24時間365日受け付けており通話料は無料となっておりますが、事業費を岩手県と県内の全市町村が負担して、運営しております。

3の利用実績はご覧のとおりとなりますが、4月のスタート時から徐々に件数が増えております。制度の周知が図られたこともあって発熱などの問い合わせが多い状況となっております。なお、当市の利用者は、毎月1桁で推移しており、普及の強化が課題と感じているところであります。

次に、子ども・子育て支援金制度の創設についてであります。令和8年度から始まるものですが、今回は国の資料により説明させていただきます。趣旨としまして、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、医療保険の保険料とあわせて令和8年度から徴収することとなります。徴収した支援金は、出産・子育て応援給付金や、休業や時短勤務に係る給付金、国民年金の保険料免除、こども誰でも通園制度、児童手当などに充てられることとなります。国保につきましても、18歳以下の均等割が免除となる予定です。

次のページをお開き願います。一人当たりの試算金額が記載されております。国保では、8年度一人当たり月250円、9年度300円、10年度400円の試算をしているところですが、

今後の具体的な方針については、共同の保険者である岩手県と調整しながら進める予定となっております。

3 ページは各事業の実施に向けたスケジュールとなっております。これらの事業に支援金が充てられることになります。

説明は以上となります。

○市民生活部長（安居清隆君） 3点ほど説明させていただきました。何か質問等ございませんでしょうか。

○保険医・保険薬剤師代表委員（金野良則君） 薬剤師会の金野です。8月からいろんな保険制度が変わって、先に説明された部分（「資格確認書」・「資格情報のお知らせ」の交付について）になりますが、薬局、医療機関等々もそうでしょうけど、現場でも持ってきた持ってこないとかいろいろあるのですが、行政から送るものは送ったけど、これに関するいろんな住民、後期高齢も含めた一般の人からの問い合わせや、使い方に対しての問い合わせはどれくらいでしょうか。届いている内容を教えてもらえれば、実際現場でもいろいろ聞かれることがあるので、答え方とか参考にできればと思うんですがいかがでしょうか。

○国保医療課長（佐々木直央君） 先ほどお話ししました通り、当市では国保と後期高齢の保険証に変わりまして、後期高齢の方につきましては、暫定措置ということで、今回、前の保険証お持ちの方にも資格確認書を送りましたので、自分はマイナ保険証持ってるんですけど資格確認書が届いたとか、それから資格確認書といいますが、昨年までの保険証と同じような形、同じような中身ではあるんですけども、一部ちょっと変わるところもありまして、そういったところが違うというところで説明を求められるというケースがございます。

それから国民健康保険につきましては、今回初めてその保険証に代わるものを送らないということで、資格情報のお知らせが届いた方より、やはり保険証が届かないという声は、いろいろとお問い合わせいただいております。

その中で、マイナ保険証をこれからお使いいただければ、資格確認書はなくてもこれまで通り受診できるということで、安心して納得される方もいらっしゃる一方で、やはりちょっと不安だというお声もあります。あと、意外にちょっと多かったのが、ご自身でマイナ保険証、マイナナンバーカードと健康保険証を紐付けしたという覚えがないというような声も結構ありました。おそらくなんですけども、数年前に、マイナナンバーカードの普及促進のためのキャンペーンということで、マイナナンバーカードを作った方、それから健康保険証に紐付けした方、公金受取口座の登録した方々には、それぞれポイントを付与するというキャンペーンがありまして、その時に、ご自身はあまり、わからなくても、例えばご家族に勧められて、よくわからないように登録した方々もあるのではないかと思います。

その後もお手元には保険証があるために、マイナ保険証を一度もお使いにならないので、今回、あなたにはマイナ保険証が登録されてますという説明をしても、ご自身でそういった手続きした覚えがないという方もいらっしゃるしまして、そういった問い合わせが多く来しております。

○保険医・保険薬剤師代表委員（金野良則君） ありがとうございます。現場では、医療機関は本人が行くんですけど高齢者の場合は、代理の方が一緒に付き添ってとか、薬局の場合は代理の方だけが来るケースが多いです。暗証番号を知らないとか、問題というかごちゃごちゃしてますけど、ただ確かに、これを機にマイナンバーカードが増えては来てるんですけどこれは行政市の方の問題ではないんですけど。

全国で 34.9%の利用率が、本気で 100 に近づくのかっていう、甚だ疑問ではあるんですけど。現在も施設入所者とか、なかなかそのマイナ保険証での確認がとれない人たちに対して今後どうしていくかっていうのを現場サイドでもいろいろやってますし、毎日のように、国などからはメールでどんどん情報は来るんですが、市民の中で、特にこの国保の部分で、対応で困ることがあれば直接、お伺いすることもあるかと思いますので、よろしくお願いします。

○国保医療課長（佐々木直央君） ありがとうございます。市としましてもいろいろと皆様のご意見ですとか、ご協力いただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

○市民生活部長（安居清隆君） ありがとうございます。利用率が 1 つの課題になっておりまして、今後も上がらなければまた何か、対策とか出てくるかもしれませんが、医療機関の方々をはじめ、ご協力お願いしたいと思います。

その他、何かございませんでしょうか。

○国保医療課課長（佐々木直央君） それでは、事務局から 2 点お知らせいたします。

一つ目は、「岩手県国民健康保険フォーラム」についてです。国保における諸問題や健康増進について理解を深め、国保事業の健全運営に資する取組として岩手県で開催されるものですが、明後日 8 月 29 日、盛岡市において開催されます。公益代表と被保険者代表のみなさまにもご案内を差し上げたところですが、お二人の委員に参加いただくことになりました。よろしくお願いいたします。

二点目は、次回の運営協議会についてです。第 2 回運営協議会は、11 月下旬から 12 月初旬の間に開催予定でございます。後日、改めてご連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

○市民生活部長（安居清隆君） 他によろしいでしょうか。それではこれをもちまして、令和 7 年度第 1 回大船渡市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。本日は、大変ありがとうございました。

午後 2 時 23 分閉会